

2) ガバナンス部門

尾崎一郎（教授・法社会学）

センターの部門に関連した研究活動およびそのアウトプットについて。

グローバル化、多文化主義化の進展に伴い深刻化している2つの問題、すなわち法廷における顕在的／潜在的な文化衝突とヘイト・スピーチ規制について、それぞれ文科省科学研究費と学術振興会領域開拓プログラムから資金を得て行ってきた共同研究の継続と取り纏めを行った。前者については、研究分担者（の一部）と北海道大学にて8月に取り纏めのための打合せを行ったほか、上智大学で開催された法文化学会において11月に研究報告を行った（報告論文を掲載した同学会の機関誌は平成32年度に刊行される予定）。取り纏めになお時間を要するので、平成30年度まで基金の一部を繰り越すことにした。後者については、名古屋大学の社会心理学者唐沢穰教授を北大に招聘し、全分担者が集合して、研究会合を8月に行った。また、四川大学の左衛民教授、郭松准教授を招聘して総括シンポを3月に北大で行った。さらに、3月にハワイ大学ロー・スクールにて国際シンポジウムを開催し、共同研究者全員（堀田秀吾、郭薇、李楊、尾崎）と榎透専修大学が参加して、研究成果を披瀝した。同じく3月に浙江大学光華法学院において、郭薇講師、菅原寧格北海学園大学とともに研究報告を行った。

自身の研究活動およびそのアウトプットについて。

編集委員を務める『法律時報』誌の8月号の企画を担当し、綱領論文として「複合的分断と法—企画の趣旨—」を同号に発表した。同誌については年に3～4回のペースで企画委員会に出席している。また、別企画の一環として、小粥太郎一橋教授とともに泉徳治元最高裁判事へのインタビューを行い、インタビュー記事を作成した（平成30年8月号掲載予定）。さらに平成31年1月号に近時研究が盛んなAI/ロボットと法について考察する巻頭エッセイ「AIの奢り」を発表した。

他に、現在逐次刊行が進んでいる有斐閣の『新注釈民法』シリーズの「物権2」の巻に参加し、区分所有権についての「前注」を担当・執筆し、原稿を提出した（「区分所有法：法社会学的考察」）。他の分担者の執筆の遅れから刊行は30年度以降にずれ込んでいる。

その他（教育活動ほか）

通常の教育活動としては、全学教育の主題別科目（フレッシュマン・セミナー）、学部向け「演習Ⅰ」、「応用外国語演習」、研究大学院・法科大学院向け「現代法社会論」、学部向け「法社会学」講義を担当したほか、全学教育総合科目「私たちの世界」と大学院共通科目「性差研究入門」にそれぞれ1コマ出講した。またセンター科目としてオムニバスの総合講義「文化対立時代の対話学」を企画・実施し、自身も3コマ出講した。

また、藤女子大学の非常勤講師として、前期「法学特講 C-a」、後期「法学特講 C-b」を担当した。

論文

論文標題	雑誌名	発行年	頁
複合的分断と法—企画の趣旨—	法律時報 2017 年 8 月号	2017	7-12
区分所有法:法社会学的考察	小粥太郎他編『新注积民法 物権 2』	2018 予定	
AI の奢り	法律時報 2018 年 1 月号	2018	1-3

学会発表

発表課題	学会等名	年月日	発表場所
紛争行動／法使用行動と法文化について	法文化学会第 20 回研究大会	2017 年 11 月 11 日	上智大学
Hate Speech on the Internet: Quantitative Linguistic Analysis	Symposium: Cultural Confrontations and Hate Speech in Japan	2018 年 3 月 4 日	University of Hawaii at Manoa
現代日本社会の複合的分断と法の課題	日本法ワークショップ	2018 年 3 月 27 日	浙江大学光 華法学院